

福岡県雇用対策協定

2 協定締結当事者に変更があった場合であっても、他に定めのないときは、新たな協定書が締結されるまでの間、この協定を有効とする。

(目的)

第1条 この協定は、福岡県と厚生労働省福岡労働局（以下「福岡労働局」という。）が、誰もが意欲と能力を生かして働くことができる社会の実現に向け、相互に連携・協力して、地域の実情に応じた雇用創出の取組や、きめ細かな実効性のある就職支援を効果的、一体的に実施することを目的として締結する。

(事業内容等)

第2条 福岡県及び福岡労働局は、前条の目的を達成するため、次に掲げる施策を推進し、その具体的な取組、実施方法及び数値目標を事業計画として毎年定めるものとする。

- 一 地域における雇用創出と人材確保
- 二 女性、若者、中高年齢者、障害者の活躍促進
- 三 公的職業訓練を活用した能力開発
- 四 雇用環境の改善など

2 前項の事業計画の策定及び事業計画に定めた取組の実施状況の評価等は、福岡県及び福岡労働局が共同で設置する運営協議会において実施するものとする。

(要請等)

第3条 福岡県知事及び福岡労働局長は、それぞれが取り組む施策の推進に資するため、必要な要請を相互に行うことができるものとする。

2 福岡県知事及び福岡労働局長は、前項の要請に対して、誠実に対応するものとする。

(秘密保持)

第4条 この協定に基づく雇用対策に関する取組において、福岡県及び福岡労働局が相互に開示する情報については、互いに秘密を保持することとする。ただし、事前に相手方の承諾を得られた場合は、この限りではない。

(その他)

第5条 この協定に定めのない事項が生じたとき又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、福岡県及び福岡労働局は誠意を持って協議するものとする。

附 則

この協定は、締結の日から実施する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、福岡県知事及び福岡労働局長が署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成27年10月22日

福岡県知事

（印）
前田洋三

厚生労働省福岡労働局長

（印）
前田芳延